

招集期日 平成20年12月4日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 会 12月4日(木曜日)午前 9時30分

閉 会 12月4日(木曜日)午前11時23分

出席委員 委員長 平山五郎 副委員長 金澤秀信  
委員 野口哲次 委員 宮岡治郎  
委員 友山信夫 委員 金子俊雄  
委員 齋藤武久

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長  
区画整理部長 水道部長  
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより付託案件の議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、一般議案5件、補正予算7件の計13件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第106号の条例の審査、議案第108号から112号の一般議案の審査、議案第118号、121号、122号、123号、124号、125号、126号の各補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 次に、議案第118号の一般会計補正予算の審査につきましては、環境経済部所管のもの、建設部所管のもの、区画整理部所管のもの

のの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めます。

〔(済みません。いいですか……) と言

う人あり〕

金澤委員　ちよつとここで、急ではありますけれども、総括質疑の際に我が会派からちよつと触れたのですけれども、議案第111号の資料について委員会に出していただくようお願いをしたいのですが、取り計らいお願いいたします。

委員長　ただいま金澤委員から議案第111号についての資料要求がありました。本委員会として要求することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認め、資料を要求することに決定いたしました。後ほど提出をお願いします。提出部数は8部といたします。それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長　暫時休憩いたします。

午前　9時31分　休憩

午前　9時33分　再開

委員長　会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第106号 入間市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例

委員長 初めに、議案第106号 入間市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

建設部長 おはようございます。議案第106号 入間市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について、概要を申し上げます。

この条例につきましては、下水道審議会のより効率的な運営を図るため定数等を改めたく提案するものでございます。

改正点につきましては、委員の定数を15人以内から10人以内とし、委員に委嘱できる者に下水道使用者を加え、任期を2年から諮問に係る審議に必要な期間と限定しようとするものでございます。

なお、条例は平成21年4月1日から施行したいものでございます。

以上で提案等の説明を終わります。審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 委員の数を15人以内を10人以内に減少させるわけですが、下水道が市街化区域内に普及し切ったとか、審議する内容

そのものも少なくなってきたということを反映しているのでしょうか。

下水道課長 現在委員の数は15名でございます。議会より今まで2名の議員さんの委員の選出をお願いしてまいったわけなのですけれども、今後法定審議会等を除いて選出しない旨の報告があったこともありまして、この際財政事情等も考慮しまして、10名以内としたものでございます。

以上です。

宮岡治郎委員 次ですけれども、使用者という文言が加わりました。何か受益者からある程度分離させて使用者というふうにいったふうになっておりますけれども、受益者と使用者というのはどういうふうに違うのでしょうか。

下水道課長 現行の条例では、知識経験者と受益者の区分としては2通りでございます。受益者というのが広い、狭いでいう広義の意味での受益者とすれば、下水道を布設したことによってその区域の方はすべて受益者という判断ができようかと思えます。これは、下水道そのものが特定の受益に当たるかどうかという問題は別にあるのですけれども、ただ実際問題として下水道を布設するに当たりまして、地権者から受益者負担金をちょうだいしております。これは、あくまでもその区域の地権者だけにいただいているということで、この部分が狭義の受益者とするならば受益者負担金がかからない、ただ使用しているだけの方も別の意味での広義の受益者として条例上、今回いい機会ですので、狭義の意味での受益

者と使用者と2通りに分けて、より鮮明にしたというふうにご解釈いただきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第106号 入間市下水道事業審議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第108号 市道路線の廃止について

委員長 次に、議案第108号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第108号 市道路線の廃止につきまして、提案の理由を申し上げます。

廃止しようとする市道F151号線は、健康福祉センターの北側に位置し、起点を大字上藤沢字上原747、終点は同じく747とする道路で、起点は市道F148号線に接する行きどまりの未供用道路であります。

この路線廃止は、隣接土地所有者からの払い下げ申請に伴い、提案するものであります。

細部につきましては、資料をご参照願いたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第108号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第109号 市道路線の廃止について

議案第110号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第109号 市道路線の廃止について、議案第110号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第109号 市道路線の廃止及び議案第110号 市道路線の認定につきましては関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第109号で廃止しようとする市道F153号線は、幹56号線、通称藤宮道路でございますけれども、の北側に位置し、起点を大字上藤沢字上原784-4、終点は大字上藤沢字西原800-1とする道路で、起点は市道F148号線に接する行きどまり道路であります。

次に、議案第110号で認定しようとする市道F153号線は、起点を大字上藤沢字上原784-4、終点を同じく747とする道路で、議案第109号で廃止する路線の一部を再認定するものであります。

この路線の廃止、認定は、隣接土地所有者からの一部払い下げ申請に伴い、提案するものであります。

細部につきましては、資料をご参照願いたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 こういった場合、周囲の地権者の了解などもあるのだと思いますけれども、払い下げというのは当然隣接の土地所有者でなければまず申請はしないと思うのですけれども、例えば市のほうから、どうですか、これを買いませんかというふうに申し出るというようなことはあるのでしょうか。

建設部長 今回の議案につきましては、武蔵カントリー倶楽部のほうから払い下げ申請がございました。内容につきましては、引き続き緑は残すという前提でこちらの払い下げを受けたいという申請がございました。市のほうから呼びかけるというのは、ほとんど今まで私のケースではございませんでした。申請者のほうから払い下げ申請が出るというのがほとんどでございます。

以上でございます。

金子俊雄委員 これは、6月だか9月だかに出た武蔵カントリーの土地の中の道路という。

建設部長 はい、そうでございます。前回、9月議会でしたか、そのときにも一部、あそこの配送センターができましたね。あの後ろの道路一部払い下げで、前回一部払い下げを終わっております。また引き続きその中の払い下げ申請ということで、あの辺の一带の、山ですけれども、山の中の道路を払い下げるという一貫したものでございます。

以上でございます。

金子俊雄委員 これは、109号と110号と一緒にということなのですが、110号でまた認定をするというのは、かなり廃止する道路のちょうど半分ぐらいですか、量的には。これでこの辺のところの切りというのは、どういうことでこうなったのですか。

建設部長 行きどまりの道路になるわけですがけれども、そこの行きどまったところに個人のまだ所有地がございます、そちらの方の了承、土地のほうの道路がなくなってしまうので、そこのところは了承いただいていませんので、そこを残して行きどまり道路で再認定するというような格好になります。

以上でございます。

金子俊雄委員 ちなみに、この払い下げるといふ単価的とか、そういうものは何か絡んでくるのですか。道路の今廃止、認定ですから、廃止したところは民間の土地になるわけですね。その辺の関係お願いします。

建設部長 これは、道路管理課の道路財産から今度は普通財産のほうに移管をされまして、管財課のほうの所管で、そちらの単価のほうで払い下げをするというような流れになります。したがって、総務部の所管に今度は財産が移されまして、そちらのほうで鑑定等の価格を参考にしながら、その単価で払い下げると、そういうような流れになっております。

以上です。

金子俊雄委員 それが現在ではどの程度だというのはわからないというこ

とでよろしいですか。

建設部長 まだはっきりしておりません。私どもも聞いておりません。

金子俊雄委員 いずれにしても多少なりの単価で払い下げるといふ。

建設部長 従来そんな形で全部進めておりますので、同じようになると思  
います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第109号 市道路線の廃止について、議案第110号  
市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし  
た。

#### △ 議案上程

議案第111号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第111号 市道路線の認定についてを議題といたし  
ます。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

道路管理課長 議案第111号 市道路線の認定につきまして、提案の理由を申し上げます。

認定しようとする裏面一覧表に記載の合計77路線につきましては、すべて入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業で整備される道路であります。事業の進捗に伴い、路線認定に必要な環境整備も整いましたので、一括して市道認定したく提案するものであります。

なお、路線につきましては、事業区域が東金子地区、金子地区、宮寺地区、二本木地区の4地区にまたがっておりまして、現段階では事業完了後の地区、大字界等が未定となっていることから、暫定的な路線名となっております。したがいまして、事業完了後、地区、大字界とが確定した段階で廃止、再認定を行う予定であります。

細部につきましては、資料をご参照願いたいと思います。

以上で提案の理由を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 きのうち私現地を自分なりに調査させていただきました。北側のほうの工業系の道路というのは、既にもうでき上がって数年が経過しているのではないかと思われるものもあります。しかし、

その一方、南の住居系の地域につきましては全く道路の実態がない、例えば農地で耕作中であるとか、さらに言えば、甚だしい例では既存の住宅がそこにまだ現存してあるということなのですから、これはいろいろな苦心もあるかと思えますけれども、道路を一括して市道路線に認定するというこの意義というのはどうということなのでしょう。

道路管理課長 現在本会議でも部長のほうから答弁させていただきましたけれども、60から70パーセント整備が進んだ時点で一たん仮の認定をしまして、道路占用料をいただくということがあります、そのための認定を今回やりたいということでございます。

以上です。

宮岡治郎委員 道路の占用の料金をいただくということだけを目的とするなら早く市道路線の認定をしてしまったほうが、それにこしたことはないのですけれども、やはりある種の条件がそろわないといけないと思うのですけれども、そのあたりはどうなのでしょう。

道路管理課長 道路の整備と全体ができるまでの時間がかかりますので、ある程度できた時点ですか、で市道認定をして、その認定に基づいて占用料をいただきたいというのが趣旨でございます。

以上でございます。

宮岡治郎委員 先日の総括質疑の答弁で、例えば全体的に進捗率という言葉を使われていましたけれども、60パーセントから70パーセントというような言い方もされていたと思えますけれども、その判断の基準というのはどういうふうになっているのでしょうか。

建設部長 先ほどの資料の要求がございましたので、この資料について課長のほうから1回説明しておいたほうがわかりやすいと思いますので、ご説明をさせていただければありがたいと思います。

委員長 では、資料につきまして道路管理課長からご説明をお願いいたします。

道路管理課長 狭山台土地区画整理事業区域内ガス管理設の推移ということでお手元に配付させていただきました。平成9年から21年までということで、一番右の想定試算の年度当初につきましての占用料ですか、つきましては16年度からということで試算させていただきました。

一番下に米印が書いてございまして、平成15年度からガス供給開始ということで、この関係につきましては主に100ミリから300ミリが主なものでございます。

2番目ですけれども、近隣市の例でいきますと、狭山市、飯能市につきましては土地区画整理事業完了後に一括道路認定及び道路占用料賦課徴収ということで、事業が終わってから一括してやるのかなと。それから、2点目の所沢市につきましては、民間施行の土地区画整理事業につきましては完了後に一括道路認定及び道路占用料の賦課徴収を行うと。また、市施行の土地区画整理事業につきましては、約90パーセントの整備率にて完成した道路だけを道路認定し、道路占用料を賦課徴収しているという内容でございました。

以上でございます。

金澤委員 資料を出していただきまして、ありがとうございます。

ちょっとお伺いしたいのですが、道路占用料の賦課徴収をするのは、これはガスの埋設だけではないと私理解しているのですが、今回この資料に東電さんとN T Tさんの電柱等が入っていないのはなぜですか。

道路管理課長 これ区画整理事業をやっている狭山台のほうに確認いたしました、民地側に東電さん、また共架される電電さんも入っております、それにつきましては道路内ではないということで、布設はされていますけれども、電柱は入っていますけれども、ガス管だけが道路内に入っているということでございます。

以上です。

金澤委員 それで、今こうやって見ていきますと、ガスの延長の工事、16年度から1,000メートルを超えて、16、17、18と18年度に1,900、約2,000メートルですが、かなりやっぱり18年度にピーク迎えたと思うのです。19年度689で、20年度が69ということなので、18年度末が一種のピークで、ほぼ整備が終わったのかなというこれ印象をこの数字から受けるのですけれども、それで近隣市の例ということで出していただきましたけれども、これあくまでも近隣市は近隣市で、当然近隣市の例についても、それこそ税収が右肩上がりの時代だった過去の例にもなってくると思うのです。これ今入間市では武蔵藤沢の土地区画整理事業が直近でありますので、武蔵藤沢の区画整理事業の例をちょっと出していただきたいのですけれども。つまり供用開始、その道路整備率と、あと一括認定

の時期、この時期についてはどうですか。

道路管理課長 武蔵藤沢駅の区画事業につきましては、平成11年6月に一括の道路認定をいたしまして、平成12年度から道路占用料を徴収しているという状況がございます。現在は、平成19年度の道路占用料としましては約420万円ぐらいをいただいているということの現状でございます。

〔(進捗率) と言う人あり〕

道路管理課長 失礼しました。進捗率としましては58パーセントほどです。

以上でございます。

金澤委員 確かにおっしゃるように、私もちょっと調べましたが、11年6月議会で一括認定を113本されています。そのときの11年度末の進捗率が58パーセントというのは私も確認しました。ということであれば、入間市の例であればこの19年度、つまり18年度末時点では58パーセントになっていたわけです。そうですね。つまり平成19年度から、入間市の例でいくとですよ。入間市の過去の例でいくと、19年度からもうもらっていてもおかしくないのです。ということは、19年度、20年度の268万円と281万円、合計540万円、これもらい損ねたということになりませんか、どうですか。

道路管理課長 もらい損ねたというお話しでございますけれども、平成9年当時からですか、その整備の進捗率を定めまして、定めましてということは確定ではないのですけれども、六、七十パーセントということで、申し合わせのとおり進んだ時点で占用料をいただいているということなのでその会議を開きまして、それに基づきま

して進んでいたものですから、ある程度の、段階的にはすべく、何にもしていなかったわけではなくて、その準備をしていたわけですけれども、やはり面的な整備のものの図面等、内容的なものです。も整理しまして、やはりここで整いましたので、ここでも仮認定になるわけですけれども、その方向で進んでいたということであって来ておりました。

以上でございます。

金澤委員 仮認定なわけですから、本認定だと、いろいろなほかの事業が、ほかも含めての総合的な兼ね合いがあるので、多少おくれるのは、これはやむを得ないと思うのです。あくまでもこれ暫定の認定ですから、タイミング的には市のほうで早めることは可能なわけですよ。私さっきも言いました、繰り返すようだけれども、藤沢の区画整理事業でも58パーセントの進捗率で一括認定をしているという実績があるわけです、過去の。ということは、平成19年度から認定ができたわけなのですが、できなかったということの理由には今のご説明では到底納得できないのですけれども、要するに先ほどのさらにつけ加えさせていただくと、60パーセントから70パーセントの段階で認定をしますよということであれば、今これだけ行財政改革の厳しき折、19年度ですか、行財政改革のプランをつくって、一生懸命市全体で少しでも歳入をふやそう、少しでも歳出を減らそうということであって来たわけですよ。なのに何でこれが19年度できなかったのかという、そこを私はお伺いしているのです。

建設部長 金澤委員さんのおっしゃるとおり、今歳入だけを見込むとそういう話になります。ただ、この表を見ていただければわかるとおり、非常にガス会社が先行投資をしているわけです。先行して投資をしている中で、おおむね60パーセントから70パーセントになったら賦課をさせていただくということで今扱っているわけです。藤沢地区の今度は使用料の問題なのですけれども、ガスのほうの。ガスのほうの使用料の問題になりますと、ガス管のほうは配置してガスの供給が始まったわけですから、非常に工場のほうが、後ほど担当の所長がいますので、工場のほうの使用が低かったということも聞いておりますので、それらを加味して今回67になるわけですから、67になって賦課するというような格好になりましたので、確かにおっしゃるとおり、この数字だけを追っていけばそういう話になるわけですから、残念ながらそのところで割り切れなかったという部分がございますので、その使用料を加味して、前回総括でも出ましたけれども、公益的という言葉が出ましたけれども、先行投資をしていただいて、寝かせているのです、その管なんかは。そういったものも含めておおむね60から70ということで今回賦課させていただこうかなということで今提案をしているところでございます。よろしく申し上げます。

金澤委員 おっしゃることも私は公益性という意味でちょっと理解できなかったのですが、私自身もいろいろと聞かさせていただいて勉強させていただきました。話をすると、道路築造工事をする際にまだ利

用者がいないのだけれども、せっかくですから、そのガス会社さんに先に一緒に工事をさせていただいて、収入は、見込みはまだないのだけれども、先に一緒に工事をしていただくと。つまり無理な先行投資をお願いするということもあるのだと。ということなので、単純にその進捗率だけでは、とるということは、まずガス会社さんをお願いした分忍びないというような状況もあるのだというは私もお聞きして、建設部長さんが答弁された公益性というはそういうところもあるのかなというふうなこともわかりました。ですから、単純に数字だけを追っかければ19年度の58でもう60に近いではないかと、ここから取って少しでも歳入をふやしたらいいのではないかと、これはあくまでも図面上というか、書類上の話であって、もうちょっとガス会社さんにも無理なお願いをしている分、多少おくらせることもこれはしょうがないかなという、私は多少持ちましたけれども、それであってもやっぱり20年度の当初からもらっていても、これは市財政厳しき折、そういう交渉は必要だったのではないかなというような思いはするのですけれども、その点いかがですか。

建設部長 今回先ほどガスの使用の関係の話でその工場が利用していたかどうかということも少し聞いていただいて、私どもはやむを得なかったかなと、おおむね60から70の間ということで。確かに収入のない時代にこれを賦課してもということになるわけですがけれども、民間企業とはいえ、非常に公的事业に近いガス事業のほうの事業をつぶすわけにいかないのです、その辺も加味して今回こうや

って決定をさせていただいたので、その状況だけでもちょっと所長のほうから聞きたいと思います。

狭山台土地区画整理事務所長 狭山台土地区画整理事務所長の粕谷と申します。よろしく願いいたします。

入間ガス株式会社のガス管の導入、狭山台地区の整備の経緯につきましては、事業が平成5年から狭山台土地区画整理事業の認可をいただきまして、実施しているわけなのですが、平成6年にガス会社との協議によりまして、地区内の整備をやらせていただく内容となったのですが、当初は入間ガスのほうの考え方といたしましては先行的に整備をする場合に幾らか事業のほうで負担をしていただけないかというようなちょっとお話もあったのですが、入間市の基本的な考え方といたしましては、ガス事業につきましては市の負担はできないということで、そういった回答しているような経緯でございます。

平成9年度から狭山台地区の道路工事をスタートさせるということで、それで当初はガスの供給はなかったわけなのですが、管だけを先行的に整備をしていただいたというような経緯がございます。平成15年度からガスが使えるようになったということで、それまではですから供給がないということでございます。

一番直近の資料なのですが、平成19年4月1日現在のガスの供給戸数なのですけれども、住宅系のエリアで160戸、工業系のほうの工場が、工場って事業所なのですが、こちらのほうは9件しかないということで、現在狭山台の土地区画整理事業の区分につ

きましては、工場は110社以上操業しているわけなのですが、1割にも満たないということで、非常にガスを使っている事業所が少ないと。低層系のほうにつきましても、もともとプロパンでやられている方がそのままやっていたり、あとは最近のある意味はやりといたしましてはオール電化、そういったような住宅も最近ではふえているということを知っているところなのですが、ですからそのような状況を全体的に加味いたしまして、今回の判断に至ったというふうに考えております。

以上でございます。

金澤委員 ガス会社さんにもそういう意味では予定よりも収入のほうがおくられているのかなということで、大変厳しいというような状況はよくわかりましたけれども、これ私個人の考え方からすると、あと1年でも2年でも前からやっぱり認定はして徴収すべきだったなという気持ちはちょっと変わらないのですけれども。

話はかわって、ちょっと今後の話になるのですが、入間市ではこの後扇台、入間市駅北口2件残っているわけなのですが、その2事業に対しての道路認定のタイミングについて、できるだけ厳しくしていただくというお考えあるのかどうか。今回のことを参考にしていただけるかどうか、ちょっとそれだけをお伺いしたいと思います。

建設部長 扇台、北口、これから本格的な整備ということで、かなり年数かかると思うのですけれども、私どもとしてはやはり先行投資を、今現在扇台とか決まっていらないと思うのですけれども、そういっ

た中で市のほうの要請がどういうふうにしていくのか、そのガスマの配置。ですから、通常ですと、もう既存の住宅地ですと、1回道路をはがして、そこに埋めていくということですが、その前に区画整理事業に合わせて街路整備の舗装の前にそこに埋めていくという要請を、先ほど所長のほうから話が出た負担金の問題等かなり大きい数字をガス会社が背負うということになりますので、その辺はここでこれがいいというお答えはちょっとできないのですが、その辺もあわせて今回のご提案もあります、ご意見もありますので、慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第111号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第112号 入間市農村環境改善センターの指定管理者の指定について

委員長 次に、議案第112号 入間市農村環境改善センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

環境経済部長 おはようございます。それでは、議案第112号 入間市農村環境改善センターの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げさせていただきます。

入間市農村環境改善センター設置及び管理条例の規定によりまして、入間市農村環境改善センターを指定管理者の管理とするため、指定管理者の管理とその候補を選定したことに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものでございます。

候補の募集に当たりましては、入間市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2項、第3項の規定に基づきま

して、公募によらない方法で平成18年4月1日から平成21年3月31日まで指定管理者に指定しております財団法人入間市振興公社のみから応募を受け付けることとし、候補の選定に当たりましては庁内に設置をいたしました入間市公の施設の指定管理者候補選定委員会におきまして審査をし、選定の経過につきましては資料2でお示ししてあるとおりでございます、5年間の実績、農村環境改善センターの目的に合う事業計画等から、同法人を指定管理者候補とすることとしたものでございます。

なお、指定の期間は平成21年4月1日から平成26年の3月31日までの5年間でございます。

以上で提案の理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

野口委員　それでは、資料4の中の収支予算案の中で人件費がありますがけれども、これは何人分なのか。それと、人件費ではない物件費の中にそういった人が含まれていたらどういう、管理運営上のいわゆる振興公社が委託する場合の物件費というか、そういうものが含まれていたら人の管理という面でどういう人の体制になっているのか教えてください。

農政課長　資料4に基づく人件費につきましては、公社の嘱託職員1名、それからパート職員2名の人件費でございます。

その他については、人件費ということでは計上はないというふ

うに判断をしております。

野口委員 嘱託1名ということなのですけれども、運営上この振興公社の、これ本部というのがあるかと思うのですけれども、つまり企画運営上は振興公社の本部という言葉は不適切かどうか知りませんが、そういった連携というのはあるのですか。嘱託1名だけ企画運営に携わっているわけではないのですよね。それをちょっとお聞きしたいのですけれども。

農政課長 公社の内部の関係でございまして、私どもとしてはそこまでの把握はしてございませんので、ご理解いただきたいと思います。

金子俊雄委員 1点だけ。今工事の関係とか、いろいろで丸投げとかという言葉があるではないですか。この振興公社自体そういうことはどういうふうな状況になっているのですか。

環境経済部長 今のご質疑の丸投げというお話でございしますが、実際には公社が直営で管理をしていただいておりますので、丸投げには当たらないのかなというふうに思うわけでございます。

金子俊雄委員 公社がいろいろなところに談話してやっているわけですが、直営ということ自体がどうあったかわかりませんが、今の状況を見ますと、やはり公社も丸投げをやっているということで、よその例えば大企業と同じ方法でやられているのかなという感じがします。ですから、その辺のところである一定は丸投げ禁止、ある一定は丸投げいいですよという容認するようなやり方をしているのではないかなという感じを受けているのですが、その辺いかがですか。

環境経済部長 丸投げの意味でございますけれども、管理を市が直接振興公社にすべてをお願いしてしまっているのを丸投げといっているのか、それともほかに、例えば先日の総括質疑でもお話があった公募による例えば指定管理者の公募を選んで、その中で管理をお願いするという方法もあるのかと思いますけれども、その両方とれるわけですけれども、現実といたしますと、今回ご提案させていただいております振興公社の関係につきましては、私どものほうから見ますと、丸投げという形ではないというふうに理解をしておるところでございます。

金子俊雄委員 わかりました。

それでは、いまちょっと勉強させていただいて。

金澤委員 総括質疑でもちょっと触れたのですけれども、農村環境改善センターの利用者の声というところなのですけれども、具体的にどのようなのが、全く把握はされていないのですか。何かありますか。

農政課長 この施設につきましては、設置目的が農村地域の福祉の増進ということで、公社の職員に聞きますと、一般に利用されるのは農業団体が多いということで、農業団体の方が利用されるたびに口頭でいろんなお話をさせていただきますけれども、その利用についての特にああしろ、こうしろというようなお話を聞いていないというようなお話ですけれども、先日部長が答弁しましたように、21年度以降につきましては提案箱等も設置をするというようなことも計画されておりますので、そういったことについての要請は

していきたいと考えております。

金澤委員 私ちょっとことし利用することがありまして、たまたま夜の会合だったのですけれども、行ったら入り口が全くわからないのです。案内板ですか、もともと小さい上に、夜になると真っ暗で全然わからなくて、何回も行ったり来たり、行ったり来たりして、なかなかたどり着けなくて会合に遅刻してしまいました。私自身も悪いのですけれども、そのようなところをちょっと何か改善していただければなという利用者の声なのですけれども、よろしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第112号 入間市農村環境改善センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のもの

委員長 次に、補正予算7件について審査を行います。

まず、議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

初めに、環境経済部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

環境経済部長 それでは、議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）の環境経済部所管につきまして、歳入歳出事項別明細書によりまして、ご説明を申し上げさせていただきます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。説明書の14から15ページでございます。款16県支出金、項2県補助金、目7土木費県補助金24万円につきましては、冬の園芸教室の開催に当たりまして、埼玉県のみどりの埼玉づくり県民提案事業の補助採択を受けましたので、今回金額が決定いたしましたので、計上させていただくものでございます。

続きまして、歳出でございます。初めに、ページが前後いたしますが、人件費関係でございます。32ページから33ページで、まず保健衛生費、目1の保健衛生総務費、それから36ページから37ページ、目2の農業総務費、それから38から39ページ、目1の商工

総務費、それぞれ減額をさせていただいております。この減額につきましては、人件費の精査を行いました結果、職員の給料、諸手当及び共済費の残額が見込めますので、減額をさせていただくものでございます。

戻っていただきまして、34ページから35ページでございます。項2 清掃費、目2 ごみ処理費、大事業のごみ中間処理事業費、中事業の焼却・破碎処理施設費の小事業で維持管理費813万4,000円で、大事業、ごみ最終処分場事業費、中、小事業の維持管理費の44万4,000円及び大事業、中事業、小事業の自動車管理費20万3,000円につきましては、総合クリーンセンターの焼却料や自動車の燃料でございます。油等の高騰、また施設の電気料の値上げ等により不足が見込まれますので、補正の増額をお願いするものでございます。

次に、42ページから43ページでございます。款8 土木費、項3 都市計画費、目6 緑化推進費、大事業、緑化推進事業30万3,000円の補正増につきましては、歳入でも御説明をさせていただきました県補助金を活用させていただく事業でございます冬の園芸教室の経費に充てるものでございます。

以上で補正（第3号）の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

金澤委員 34、35ページ、ごみ処理費の中で焼却・破碎処理施設費で813万

4,000円、維持管理費が増となっておりますけれども、先ほどの説明で電力または燃料等の値上がりによるものだというのですが、その内訳をお示してください。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 内訳についてご説明申し上げます。

燃料費、これは灯油でございますが、311万7,000円、光熱水費としまして、これは電気料でございます。東京電力の電気料、これが501万7,000円、これを両方合計したものが813万4,000円ということでございます。

金澤委員 確かにこれ灯油の値上がりというのはすごく大きくて、今現在もガソリンは下がっているのですけれども、なかなか灯油のほう下がりにくいというような何かことも問題になっているみたいなのですが、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この灯油の購入先というのは、これはどうなっているのですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 この燃料につきましては、灯油の中の白灯油という灯油でございますが、その灯油については一般的にガソリンスタンドで要するに給油のような形で買うものでなくて、タンクローリーで運んでいただくような感じで私も購入したのですが、市の管財課の契約の単価で行っておりますので、どの業者から入れても同じ単価だということでございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長     なければ環境経済部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで環境経済部所管のもの審査は終了しましたが、建設部及び区画整理部所管のもの審査が終了するまで討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

委員長     会議を再開いたします。

次に、建設部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

建設部長   議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）

について、建設部所管の主なものの概要について事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、40ページから41ページをお開き願いたいと思います。款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費、大事業、道路・水路境界確定事業131万円の補正でございます。これにつきましては、市道幹31号線、これは東金子地区になりますけれども、道路用地内の個人所有地、未買収用地がございます、これにつきまして相続者が確定されたため用地購入をするものがございます。

同じく目2道路橋りょう維持費、大事業、道路等維持管理事業、中事業、諸施設管理事業、小事業、維持管理費773万4,000円の減額につきましては、武蔵藤沢駅関連の電気料金、床清掃の実績等により減額をするものでございます。

次に、42ページから43ページをお願いいたします。目3道路橋りょう新設改良費、大事業、道路改良事業、中事業、市道整備事業、小事業、道路整備事業59万5,000円につきましては、上藤沢・林・宮寺間新設道路の詳細設計業務及び用地測量業務につきまして所沢市と協議、検討の結果、工区分けをして設計することとなったため、それぞれ減額をするものでございます。あわせて市民要望でもある幹48号線、これは野田地区の道路でございます。幹48号線の側溝整備及び幹12号線、これにつきましてはヨークマートの交差点付近でございます。その歩道整備等を行い、側溝整備による排水被害、また歩道等整備による安全確保に対応するよう補正増をお願いするものでございます。

次に、大事業、排水整備事業1,424万8,000円の減額につきましては、高倉地内の私有地内既設排水路の撤去等による排水管等の移設について、当初予算では予想される排水機に対して全体計画としての基礎調査等の確認から管渠計画、概算事業費の算定、また詳細調査、設計計画等含め設計図作成等を計画したところでございます。しかしながら、一部民地の確保の問題を含め再調整、再協議した結果、既存道路ルートに移設をする方策を検討するため、現況測量、試験掘りに変更するため減額補正をするものでござ

ございます。

以上で主な補正予算の概要説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ建設部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで建設部所管のもの審査は終了しましたが、区画整理部所管のもの審査が終了するまで討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、区画整理部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 平成20年12月議会の議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち、区画整理部所管のものについてご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算説明書の14ページから15ページをごらんをいただきたいと思います。款21項5目1雑入、大事業、線下補償料収入でございますが、補償料収入35万

1,000円につきましては、扇台土地区画整理事業に伴う先行取得用地にかかわる東京電力株式会社からの線下補償であります。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。予算説明書の42ページから43ページをごらんをいただきたいと思います。款8項3目4、大事業、職員給与費190万8,000円の減額につきましては、職員数の変動に伴うものであります。

次に、大事業、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業4,220万円につきましては地方特定道路整備事業の追加及び大事業、扇台土地区画整理事業1,500万円につきましては国庫補助金の追加交付に伴うそれぞれ特別会計への繰出金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ区画整理部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで各部ごとの質疑が終結いたしましたので、これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ討論を終結いたします。

これより議案第118号 平成20年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち所管のものを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

委員長　会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第121号 平成20年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

委員長　次に、議案第121号 平成20年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

建設部長　議案第121号、入間市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、実員に基づく人件費の精算によるものでございます。これを予備費により調整するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。  
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第121号 平成20年度入間市下水道事業特別会計  
補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし  
た。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第122号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地  
画整理事業特別会計補正予算(第2号)

委員長 次に、議案第122号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅

周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

区画整理部長 それでは、議案第122号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算の内容につきましては、歳入歳出予算の変更並びに繰越明許費の設定でございます。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ4,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億89万3,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第2号）説明書によりご説明を申し上げます。初めに、歳入について申し上げます。8ページから9ページをごらんをいただきたいと思います。款4項1目1一般会計繰入金の4,220万円の増額は、地方特定道路整備事業費の追加に伴います増額をするものでございます。

次に、歳出について主な内容を申し上げます。10ページから11ページをごらんをいただきたいと思います。款1項1目1一般管理費934万7,000円の減額は、職員の実配置に合わせ給与等を精査したことによる人件費の減額でございます。

款 2 項 1 目 1 事業費 5,170 万円の増額は、大事業、工事費、中事業、雨水工事費につきまして新年度に実施の予定をしております（仮称）4 号公園地下調整池に接続いたします雨水管布設工事、雨水（その 4）工事を実施するものでございます。

同じく大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料は、工作物 1 件分となります 500 万円の減額及び中事業、電柱等移設補償料において不足が見込まれるため、増額をお願いをするものでございます。

続きまして、予算書 4 ページ、第 2 表をごらんをいただきたいと思えます。繰越明許費の関係でございますが、先ほど歳出でお願いをいたしました雨水（その 4）工事につきまして年度内の完成が見込めないため、繰越明許をお願いいたしましたものでございます。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

金子俊雄委員　今藤沢区画整理事業は、もう 80 パーセントだっけ、90 パーセントだっけ、進捗率は。正式なあれは何パーセントだったっけ。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長　19 年度末の進捗状況、事業費ベースで 92.2 パーセントとなっております。

金子俊雄委員　今 92 パーセント、かなり進捗も 100 パーセントに近いところなのですけれども、あれ藤沢のほうへこのごろ出ることが結構

あるのですが、あれ農地というのですか、畑のところはかなり区画整理の中にあるようなのですけれども、あの状況はどういうふうな今現在状況になっているのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 もともと藤沢の区画整理地内につきましては、畑の多い地域でございました。区画整理事業上の考え方につきましては、畑の仮換地はもともと畑として、地味と申します。地の味と書きますが、それをそろえてお返しするということでございますので、畑の仮換地は畑になります。畑で、その後確かに事業の目的、宅地化でございますので、地主さんの土地利用で宅地に変えていただくということが出てまいりますので、それぞれ皆さんの事情によって変わってまいります。そういう状況なのです。

金子俊雄委員 今税金は、もちろん固定資産税等々がかかっていると思うのですが、その辺はどうですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 市街化区域内でございますので、畑と申しましても課税につきましては宅地並みが適用とされますので、特殊な事情がある土地、例えば生産緑地、こういったものがある場合にはやはり調整区域並みというのもございますけれども、原則は宅地並みでございます。

金子俊雄委員 ただいま調整区域の話が出たのですが、調整区域ではないです。あれは、30年間補償とかで……

〔(生産緑地……) と言う人あり〕

金子俊雄委員 生産緑地。その辺のところはどういうふうに。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 生産緑地につきましては、もともと都市計画のほうの考え方でございますので、従前の土地に対して都市計画課さんのほうのかかわっていただいた状態で従前地にまず指定をかけます。その従前地に見合うような形で生産緑地の換地先を設けます。基本的には500平方メートル以上あれば問題ないわけですから、そういった形で指定をさせていただくということですので、先ほど申しました地味、地の味が同じような形で使えるような形でお引き渡しをする。当然事業上は従前地から仮換地の状態に移していくわけですから、そのお渡しのできる状態になった状態で私どもの考え方としては、従前の課税から換地の課税に変わるという考え方でございます。ですから、もとの従前の状態をあけていただいて、幾らか減歩というのがございますので、減になった状態での新しい仮換地先で要は生産緑地として存続していくという形になります。

金子俊雄委員 そうしますと、こういう一般財源をある程度投入をしながら整理をしているわけなのですが、生産緑地という土地のところも恐らくそういうことで、今の話ですと、道路、水道、ガス管という、このあたりやるのかなと。

〔(生産緑地の……) と言う人あり〕

金子俊雄委員 いや、その辺のところ今の話でいくと……

〔(今補正だから……) と言う人あり〕

金子俊雄委員 いやいや、ちょっとそのつながりですから。今回の補正の中に4,200万円ですか、これが4号池の分という、接続する排水

だということなのですけれども、今の状況でこれがそれを、ほかの今まで藤沢の予算で、言葉は悪いかわかりませんが、仕事できなかつたものをここで補正をして、そうではないのか。繰り越明許費、ちょっとその辺わかりませんが、生産緑地の場所も一般の場所もこういうふうに一般財源を繰り込んだものが公平さとか、不公平さとかということからいくと、どうなのか。補正の意味とはちょっと違うかわかりませんが、その辺は答えられますか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 生産緑地につきましては、基本的な考え方は先ほど申し上げましたように、従前の土地に対して減歩という形で私どもは20.4パーセントぐらい減させていただいておりますので、新しい換地先のほうにその減った分の土地を換地させていただいております。ですから、それに伴うものというのはお金ではなく、土地で下さいという形になっておりますので、確かに税金面ではもともと従前地の状態で安いわけですから、安い状態でたまたま移る。ただ、それ切れた段階では普通の土地に戻ります。

今回の繰り越しの関係につきましては、総括のほうでもお願いしておりますけれども、とにかく来年度始まる池と同じヤードを使うので、先にやってその後の仕事がやりやすいようにしたいということが1つの理由でございます。

それから、毎回藤沢の区画整理の下水関係についてはお願いしておりますけれども、藤沢はもともと水位が高うございますので、

地中で夏場はすごく水が上がります。冬場になりますと下がりますので、下がった状態で要は水かえをなるべく避けたいということで、費用を下げるために冬場にやるというのも一つの工事の手法でございます。よろしくお願いいたします。

金澤委員 ちょっと今ので関連してお聞きしたいのですけれども、生産緑地で500平方メートル以上の制限があるということを知ったのですが、減歩して500平方メートル切ってしまった場合はどうなるのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 基本的な考え方は、500平方メートルを換地先が切れた場合には生産緑地切れてしまいます。ただ、私どものところでは一体性という判断がございますので、1筆で例えば400ありました。ただ、道を挟んで隣でおおむね一体性をなす土地がもう一つあったと。両方でもって500を超えているという条件であれば、生産緑地は継続でございます。そういう……

〔切れちゃったら〕と言う人あり〕

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 本当に切れた場合には、生産緑地切れてしまいます。ですから、そういう形は本来やってはいけないのかなと。区画整理上は、そういう形です。

金澤委員 わかりました。

ちょっと本題のほうに戻りますけれども、雨水工事費で5,300万円ということで、4号調整池なりの排水関係の工事でお聞きしましたが、これについてはあくまでも予算計上するというので、これから入札になると思うのですけれども、金額からいって、こ

れは当然一般競争入札にかけるということで理解してよろしいですね。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長　ただいま5,300万円というお話がございましたけれども、実は2つの工事になっておりまして、今回繰越明許をさせていただきますのは、予算書どおり4,200万円が予算額でございます。そうしますと、残っている金額、1,100万円ぐらいが別の雨水の工事でございます。それは、私ども雨水（その3）という形で呼ばせていただいておりますが、もとの区画整理事務所の前あたりに雨水がまだ残っているところがございますので、その工事をしたいものと、それから雨水（その4）という（仮称）4号公園のところ、そちらにつくるものと2つの予算がのっておりますので、これは5,000万円も超えませんが、別々の工事ですから、一般競争入札ではなく、多分指名競争入札になるものと思われま

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ討論を終結いたします。

これより議案第122号　平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第123号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画  
整理事業特別会計補正予算(第2号)

委員長　次に、議案第123号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北  
口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたし  
ます。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

区画整理部長 議案第123号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口  
土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明を  
申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算(第2号)説明  
書によりご説明を申し上げます。今回の補正予算は、歳出予算の  
みでございます。

5ページから6ページをごらんをいただきたいと思います。款  
1項1目1一般管理費46万5,000円の減額は、職員の実配置によ

り職員給与等を精査したことによる49万1,000円の減額及び事務費、需用費、燃料費でございますが、2万6,000円を増額し、予備費で調整をするものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第123号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第124号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）

委員長 次に、議案第124号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区  
画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第124号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区画  
整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げ  
ます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ3,000万円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を6億1,852万1,000円とするものであり  
ます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第2号）の説  
明書によりご説明を申し上げます。初めに、歳入からご説明を申  
申し上げます。7ページから8ページをごらんをいただきたいと思います。  
款2項1目1区画整理事業国庫補助金1,500万円の増額は、国庫補助金の追加交付により増額をするものでございます。

次に、款4項1目1一般会計繰入金1,500万円の増額は、国庫

補助事業の追加に伴います市の負担分を増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。9から10ページをごらんをいただきたいと思います。款1項1目1一般管理費121万6,000円の減額は、職員の実配置により給与等を精査したことによる人件費の減額でございます。

次に、款2項1目1事業費、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料3,000万円の増額は、国庫補助金が増額となりましたので、新たに2棟の建物移転補償料を増額するものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 歳出の中の物件等補償費、物件等移転補償料、2棟ほどの建物移転というふうに伺っていますけれども、どのあたりの場所なのでしょう。

扇台土地区画整理事務所長 運動公園がありますけれども、その南側あたりです。

野口委員 お金のやりくりでちょっとお聞きしたいのですが、予備費の関係で、今回職員給与費のマイナスを予備費に入れてふやしていますよね。一般会計1,500万円事業費に充てていますが、予備費というのは何か事業費に充てずに、こういった人件費の増減

に対応するとか、そういう考えでやっていらっしゃるのですか。

区画整理部長 基本的には、予備費の場合ですと、金額が多くなりますと、その使い道を分けてするわけですけれども、今回ですと、少額でございまして、予備費の中で調整をとということでございます。

野口委員 そうではなくて、今私がお聞きしたのは、一般会計繰入金1,500万円、一般会計からの繰り入れを少なくするために予備費から出して、このうち800万円でも600万円でも一般会計へ繰り入れというか、繰り出しというか、減らすというようなこと、そういう考えはなかったのかとお聞きしたのですけれども。

区画整理部長 予備費の関係は、ある程度事業に対します予備費ということで、若干持っていないと、いざとなりますと、ちょっと調整を市ができなくなりますので、今回特に国庫補助金の増額をお願いをしてついた市の負担分の1,500万円を一般会計からいただいたわけでございますが、それらの補完につきましては一応事業計画どおりの執行で今進んでおりますので、こういう形をお願いをしたいということで用意しています。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第124号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地

区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第125号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

委員長　次に、議案第125号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

区画整理部長　議案第125号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、概要をご説明申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算書（第2号）説明書によりご説明を申し上げます。今回の補正予算は、歳出予算のみの補正でございます。

5ページから6ページをごらんをいただきたいと思います。款1項1目1一般管理費789万9,000円の減額は、職員の実配置に合

わせ給与等を精査したことによる人件費の補正を市予備費で調整をするものでございます。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第125号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時08分 再開

委員長 会議を再開いたします。

## △ 議案上程

議案第126号 平成20年度入間市水道事業会計補正予算（第3号）

委員長 次に、議案第126号 平成20年度入間市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

### 提案理由の説明

水道部長 議案第126号 平成20年度入間市水道事業会計補正予算（第3号）の概要につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、今年度の職員給与費について当初予算と実配置の職員との給料や手当などの増減を調整するとともに、委託業務などの契約確定による執行残を減額するもので、職員給与費は1,091万3,000円を、契約確定による執行残については2,764万4,000円を、全体としては3,855万7,000円を減額するものです。

第2条は、収益的支出の補正で、事業費の既決予定額28億7,385万1,000円から3,010万4,000円を減額し、補正後の予定額を28億4,374万7,000円とするものです。

第3条は、資本的支出の補正で、資本的支出の既決予定額8億1,284万6,000円から845万3,000円を減額し、補正後の予定額を8億439万3,000円とするものです。なお、この補正によりまして資本的支出額が845万3,000円減額となりますので、損益勘定留保資金等で補てんをする額については6億3,451万2,000円となります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正で、今回の補正により職員給与費が1,091万3,000円減額となることから、補正後の予定額を3億5,829万7,000円に改めるものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、補正予算（第3号）説明書によりご説明を申し上げます。2ページ上段の収益的支出では、各目における職員給与費の増減のほか、目1原水及び浄水費の施設管理業務委託料で、これまで随意契約でありました鍵山浄水場等管理業務委託を指名競争入札により行ったことによりまして、契約確定による執行残が生じたので、1,933万1,000円を減額するものです。

2ページ下段の資本的支出は、目1事務費及び目3第四期拡張事業費は職員給与費の増減を、目6固定資産購入費につきましては排ガス規制により車両を更新いたしました給水車及び軽貨物自動車1台を買いかえたことによる執行残831万3,000円を減額するものであります。

以上で補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

金澤委員　企業会計ということで、いろいろな経費支出の削減にご努力されていることに大変敬意を表したいと思うのですが、まず最初にやっぱり鍵山の浄水場をいち早く競争入札をかけて、その分減額

されたということも非常に喜ばしいと思いますし、あともう一つは給水車の購入に当たって上の給水タンクはステンレスだから、まだまだ使えるねと。排ガス規制に係る車両の部分だけを入れかえるというようなことについても非常にいいことだなというふうに感謝したいのですが、1つそこでお聞きしたいのですが、その給水車についてそのようなアイデアで減額したことで800万円ぐらいの予算が浮いたわけなのですけれども、これは具体的にどなたの案とかというのはあるのですか。

水道部長 水道工務課の小山のほうから。

水道工務課主幹 ご説明いたします。

給水車、当初は新車を買う予定でしたのですけれども、排ガス規制でもう使えないということで新車を購入する予定だったので、それで新車の購入の予算を計上させていただいたのですけれども、タンク自体はステンレスで別に腐食も何もしていませんので、まだまだ使えるだろうということで、架装のメーカー、タンクつくってタンクを載せかえているような車両メーカーにいろいろ聞いたところ、まだ使えるものだったら下のシャーシーとエンジンだけは新しいものにして、タンクは従来のものを載せかえて、それに消耗品は全部取りかえればまだまだ使えますよという説明があったものですから、そのような形で起案しまして、決裁いただいて、そういう合意に至ったということでございます。

以上です。

金澤委員 それは、個人によるものなのか、それとも係というか、グルー

プに、全体での提案によるものなのかは別にして、こういうこと  
というのは一つ一つ検証して評価していかなければまずいと思う  
のです。これを例えば水道部なら水道部でそのグループなり、個  
人に対して、報奨金ではないのですけれども、金一封か何かとい  
うのはされないのですか。

水道部長 当初予算の積算時における考え方と、それから具体的に執行に  
当たっての、いわゆる再度の精査ということでございますので、  
これは職員が基本的にやらなければならない業務でございますの  
で、特段そのことによる報奨等はしてございません。しかしなが  
ら、そういう改善というものが継続的にされるということについ  
ては非常に意義あるものと考えております。

以上でございます。

金澤委員 これは、以前から、行革のときからそうだったのですが、やっ  
ぱりそういう職員のやる気を引き出すという改善提案ということ  
というのは、これは大事なことだと思うのです。いろんな給与を  
どんどん、どんどん削減してたたくばかりが行革ではないわけで、  
確かに予算上組むときに最初から提案すれば予算の減額なかった  
わけだからというのは、それは一つの考え方なのでしょうけれど  
も、でもその提案がなければ800万何がしの税金が必要以上に出  
ていたということは事実として残るわけですから、これはやっぱ  
りできれば企業会計の水道部さんからそのような論功行賞とい  
うか、表彰をどんどん出していただけて、それを全庁的に広  
げていただきたいと思うのですが、いかがですか。

水道部長 先ほども申し上げましたけれども、特段このことによってそれが大きな成果となったということ、もちろん金額的にはあるわけですが、それを一つの事例として全庁的な取り組みをするということについては提案はできると思うのですが、そのことがよかったということ余り声高に言うのはいかがなものかなというふうに考えております。

金澤委員 なかなか制度として難しいのであれば、部長のほうから自腹切って金一封出していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

宮岡治郎委員 排ガス規制の時期というのは、いつだったのですか。これからですか。

水道工務課主幹 20年の3月にちょうど車検が切れる時期で、ちょうどその時期もう車検が更新できないという車両だったものですから、車両の買いかえということでお願いしました。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第126号 平成20年度入間市水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前 11 時 23 分）

委員長　これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 平 山 五 郎